

札幌市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案
令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第47号）の一部を次のように
改正する。

第5条第33号中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理 由）

公衆浴場について、混浴が禁止される年齢の引下げを行うため、本案を提出
する。